

一時保護中に死亡した児童に関する損害賠償請求訴訟の判決について

国（医療機関）からの通報により児童相談所が児童虐待と判断し一時保護した児童が、一時保護中に死亡（児童の死亡日：平成 18 年 7 月 27 日。当時 3 歳 9 か月）したことに關し、児童の両親により本市と国（医療機関）に対して行われた損害賠償請求訴訟について、横浜地方裁判所において判決（平成 24 年 10 月 30 日）が出されました。

今後の対応については、判決内容を精査して検討してまいります。

<訴訟の概要>

1 提訴日 平成 21 年 5 月 22 日（金）

2 原告 死亡した児童の両親

3 被告

横浜市および国 ※国は 22 年 4 月から「独立行政法人国立成育医療研究センター」に継承

4 損害賠償請求額

(1) 横浜市への請求額 … 84,545,588 円

<内訳>ア 一時保護決定及び再一時保護決定による精神的苦痛 … 3,000,000 円

イ 死亡による損害（逸失利益、慰謝料） … 74,045,588 円

ウ 弁護士費用 … 7,500,000 円

(2) 国（国立成育医療研究センター）への請求額（慰謝料及び弁護士費用） … 5,500,000 円

5 訴訟の経過

平成 21 年 7 月 28 日 第 1 回口頭弁論

～ 略 ～

平成 24 年 7 月 10 日 第 14 回口頭弁論（結審）

10 月 30 日 判決

6 訴訟の争点

(1) 通告の違法性等

(2) 一時保護決定、再一時保護決定等の違法性等

(3) 中央児童相談所の職員の過失及び死亡した児童の死因

(4) 損害の存否及び額

7 判決の内容

(1) (2)原告は児童に対して必要な栄養を与えておらず、適切な時期に必要な治療等を受けさせていなかったことが認められるとして違法ではない。

(3) (4)死亡した児童に対してアレルギー源の卵を含む竹輪を誤って食べさせ、アナフィラキシーショックにより児童を死亡させたと認めて、横浜市に対する請求を一部（合計 50,871,936 円）認容した。

<参 考>

1 通報受理から本児の死亡当日まで

平成 18 年

- 6 月 16 日 国立成育医療センター（東京都世田谷区）より、北部児童相談所に通報あり。
- 7 月 3 日 一時保護実施（医療機関に一時保護委託開始）。
- 7 月 14 日 一時保護先の変更（医療機関の一時保護委託を解除し、一時保護所において一時保護を開始）。
- 7 月 27 日 午後、本児死亡。

2 本児が死亡した当日（平成 18 年 7 月 27 日）の状況

- 6:00 頃 起床。
- 7:30 頃 朝食。本児がおかわりを求めてきた際に、食物アレルギーにより除去すべき竹輪（1本の10分の1）を、食べさせてしまう。すぐに担当保育士に報告し、本児を注意深く観察。
- 8:00 頃 遊んでいる本児の額のあたりが汗ばんでいたため検温（37.4度）。
- 8:35 出勤した看護師は本児の身体状況を調べ、発疹、蕁麻疹がみられず、呼吸の様子等、異常がないことを確認。
- 11:50 昼食。いつもと変わらず食事。
- 12:25 昼寝開始。
- 13:00 頃 保育士がうつ伏せで眠っている本児の様子を目視確認。
- 13:50 頃 保育士が本児の様子を目視確認。
- 14:30 過 保育士が本児を昼寝から起こしたところ、本児がぐったりしており、手足、顔にチアノーゼが出ていた。救急車要請。救急隊到着まで看護師が心臓マッサージを行う。
- 15:05 救急車で病院に到着。
- 16:14 搬送先病院にて、本児の死亡が確認。

平成24年10月30日判決言渡し

裁判長裁判官 森 義之 (もり よしゆき)

裁判官 古閑裕二 (こが ゆうじ)

裁判官 橋本政和 (はしもと まさかず)

○主文

- 1 被告横浜市は、原告 死亡した児童の父に対し、2543万5968円及びこれに対する平成18年7月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告横浜市は、原告 死亡した児童の母に対し、2543万5968円及びこれに対する平成18年7月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 原告らの被告横浜市に対するその余の請求及び被告独立行政法人国立成育医療研究センターに対する請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は、原告らに生じた費用の100分の44と被告横浜市に生じた費用の100分の40と被告独立行政法人国立成育医療研究センターに生じた費用のすべてを原告らの負担とし、その余の費用を被告横浜市の負担とする。
- 5 この判決は、第1項及び第2項に限り、仮に執行することができる。

○事案の概要

原告らは、死亡した児童(以下「児童」という。死亡当時3歳)の父母である。被告独立行政法人国立成育医療研究センター(以下「被告成育医療研究センター」という。)は、児童相談所に対し、原告らが児童に適切な栄養を与えておらず、必要な治療等を受けさせていないとして、児童福祉法25条に基づく通告(以下「本件通告」という。)をした。児童相談所は、同法33条に基づき、児童を一時保護する決定をした(以下「本件一時保護決定」という。)。児童は、一時保護中、児童相談所において、死亡した。

本件は、原告らが、本件通告は虚偽の事実を通告するものであり、これに基づいてされた本件一時保護決定も違法であるなどとして、被告成育医療研究センター及び児童相談所を設置する被告横浜市に対して損害賠償を請求し、また、児童相談所の職員が誤ってアレルギー源を含む食物を食べさせたため児童が死亡したとして、被告横浜市に対して損害賠償を請求する事案である。

○判決理由の骨子

横浜地方裁判所は、原告らは児童に対して必要な栄養を与えておらず、適切な時期に必要な治療等を受けさせていなかったことが認められるとした上、本件通告及び本件一時保護決定などは違法ではないとして、被告成育医療研究センターの責任及びこの点に関する被告横浜市の責任は認めなかったが、児童が死亡したことについては、児童相談所の職員が児童に対してアレルギー源の卵を含む竹輪を誤って食べさせ、アナフィラキシーショックにより児童を死亡させたと認めて、被告横浜市に対する請求を一部（合計5087万1936円）認容した。

※ 以上は、横浜地方裁判所が作成した文章から、個人を特定できる部分を変更しているものです。